

平成26年度貸借対照表及び損益計算書

東京都新宿区西新宿 8-17-1  
 フコクしんらい生命保険株式会社  
 代表取締役社長 山本 幹男

平成26年度(平成27年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	52,338	保険契約準備金	1,688,473
現金	0	支払準備金	2,196
預貯金	52,338	責任準備金	1,685,569
有価証券	1,677,441	契約者配当準備金	707
国債	857,675	代理店借	377
地方債	378,708	再保険借	14
社債	440,554	その他の負債	3,477
株式	215	未払法人税等	805
その他の証券	287	未払金	167
貸付金	3,393	未払費用	1,113
保険約款貸付	3,393	預り金	17
有形固定資産	211	リース債務	1,206
建物	91	資産除去債務	22
その他の有形固定資産	119	仮受金	145
無形固定資産	3,263	退職給付引当金	1
ソフトウェア	848	特別法上の準備金	8,643
リース資産	1,102	価格変動準備金	8,643
その他の無形固定資産	1,312	負債の部合計	1,700,988
代理店貸	4	(純資産の部)	
再保険借	2	資本金	20,499
その他の資産	6,054	資本剰余金	10,499
未収金	1,501	資本準備金	10,499
前払費用	202	利益剰余金	4,223
未収収益	4,066	その他利益剰余金	4,223
預託金	248	繰越利益剰余金	4,223
仮払金	35	株主資本合計	35,223
繰延税金資産	510	その他有価証券評価差額金	7,008
貸倒引当金	△ 0	評価・換算差額等合計	7,008
		純資産の部合計	42,232
資産の部合計	1,743,220	負債及び純資産の部合計	1,743,220

(貸借対照表の注記)

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 11 月 16 日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては 3 月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。なお、リース資産の残高はありません。

・有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。なお、有形固定資産のうち取得価額が 10 万円以上 20 万円未満のものについては、3 年間で均等償却を行っております。

(3) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。

(4) 退職給付引当金の計上方法

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

(7) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(8) 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

・ソフトウェア

利用可能期間に基づく定額法によっております。

・リース資産

リース期間に基づく定額法によっております。

(9) 責任準備金対応債券

個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 11 月 16 日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、当期より、ALM運用の更なる高度化を図る目的で、平成 22 年 9 月以前締結の一時払災害死亡給付金付個人年金保険を対象とする小区分を、平成 22 年 10 月以降締結の一時払災害死亡給付金付個人年金保険を対象とする小区分に統合しております。この変更による貸借対照表及び損益計算書への影響はありません。

2. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、流動性を確保しつつ安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき具体的には、長期、安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、国債等債券を中心とした有価証券に投資しております。なお、主な金融商品である有価証券は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。資産運用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理委員会が市場リスクや信用リスク等の状況を定期的に把握・管理しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金	52,338	52,338	—
有価証券として取扱わない現金及び預貯金	52,338	52,338	—
有価証券	1,677,441	1,813,583	136,142
満期保有目的の債券	466,198	527,650	61,451
責任準備金対応債券	908,919	983,610	74,690
その他有価証券	302,322	302,322	—
貸付金	3,393	3,393	△ 0
保険約款貸付	3,393	3,393	△ 0

- (1) 現金及び預貯金（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に基づく有価証券として取扱うものを除く）  
現金及び預貯金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 有価証券（預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）  
・市場価格のある有価証券  
3 月末日の市場価格等によっております。  
・市場価格のない有価証券  
主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。
- (3) 貸付金  
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。  
なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

3. 貸付金のうち、破綻先債権額は4百万円、延滞債権額は0百万円で、その合計額は4百万円であります。なお、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はありません。  
破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。  
延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
4. 有形固定資産の減価償却累計額は165百万円であります。
5. 関係会社に対する金銭債権の総額は1百万円、金銭債務の総額は143百万円であります。
6. 繰延税金資産の総額は3,422百万円、繰延税金負債の総額は2,788百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は122百万円であります。  
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金2,493百万円及び保険契約準備金620百万円であります。  
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額2,782百万円であります。  
当年度における法定実効税率は30.8%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率43.9%との間の差異の主要な内訳は、税率変更による影響11.4%、住民税均等割1.5%であります。  
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）の公布に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率は30.8%を適用しておりましたが28.8%に変更になりました。この変更により、当期末における繰延税金資産は34百万円の減少となります。また、法人税等調整額は220百万円の増加となります。
7. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- |             |        |
|-------------|--------|
| 当期首現在高      | 735百万円 |
| 当期契約者配当金支払額 | 511百万円 |
| 利息による増加等    | 0百万円   |
| 契約者配当準備金繰入額 | 483百万円 |
| 当期末現在高      | 707百万円 |
8. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は20百万円であります。
9. 1株当たりの純資産額は76,400円83銭であります。
10. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は2,022百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
11. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 採用している退職給付制度の概要  
当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。なお、一部の従業員については退職一時金制度によっており、簡便法により退職給付引当金1百万円及び退職給付引当金繰入額1百万円を計上しております。
- (2) 確定拠出制度  
当社の確定拠出制度への要拠出額は、72百万円であります。

平成26年度

平成26年 4月 1日から  
平成27年 3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金額
経常収益	179,458
保険料等収入	153,338
再保料収入	153,256
運用収益	81
利息及び配当金等収入	25,492
有価証券利息・配当	23,404
貸付金利息	23,283
有価証券売却益	121
その他経常収益	2,088
年金特約取扱受入金	627
保険金の据置受入金	38
その他の経常収益	574
	13
経常費用	174,703
保険金等支払金	56,601
年金	4,477
給付	800
解約返戻金	9,811
その他の返戻金	41,212
責任準備金等繰入額	129
再保料	171
支払準備金繰入額	105,780
責任準備金繰入額	92
契約者配当金積立利息繰入額	105,687
資産運用費用	0
支払利息	24
貸倒引当金繰入額	14
その他の運用費用	0
事業経常費用	10
その他の経常費用	9,601
保険金の据置支払金	2,695
税金	451
減価償却費	1,173
退職給付引当金繰入額	1,067
その他の経常費用	1
	0
経常利益	4,754
特別利益	0
固定資産等処分益	0
特別損失	2,335
固定資産等処分損	1
特別法上の準備金繰入額	2,333
価格変動準備金繰入額	2,333
契約者配当準備金繰入額	483
引前当期純利益	1,935
法人税及び住民税	1,454
法人税等調整額	△ 604
法人税等合計	849
当期純利益	1,086

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は517百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券2,083百万円、株式等5百万円であります。
3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は1百万円であります。
4. 1株当たりの当期純利益は1,965円00銭であります。